

愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱

平成19年7月

愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱

目次

	頁
第 1 目 的	1
第 2 監視及び測定点	1
第 3 測定方法	1
第 4 気象状況の把握	1
第 5 予報の発令	1
第 6 注意報等の発令	1
第 7 関係行政機関への協力要請	2
第 8 予報発令時の措置	2
第 9 注意報発令時の措置	2
第 10 警報発令時の措置	2
第 11 重大警報発令時の措置	2
第 12 予報及び注意報等の解除	2
第 13 一般への周知	3
第 14 被害通報に対する措置	3
第 15 適 用	3

愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱

第 1 目 的

この要綱は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 23 条及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）第 92 条の規定のうち、オキシダントに係る緊急時における知事の措置（以下「緊急時の措置」という。）に関し、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため必要な事項を定めるものとする。

第 2 監視及び測定点

緊急時の措置を行うための大気汚染状況の監視は、大気汚染防止法第 22 条第 1 項に基づく大気汚染状況の常時監視のため、知事、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が測定する測定結果に基づいて行う。

第 3 測定方法

- 1 光化学スモッグの測定は、大気中におけるオキシダント濃度を測定することにより行う。
- 2 オキシダント濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）第 18 条第 1 項第 5 号に規定する方法のうち日本工業規格 B7957 に定める濃度の中性磷酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法によるオキシダント測定器であって、日本工業規格 B7957 に定める方法により行うもの、又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器により行うものとする。

第 4 気象状況の把握

緊急時の措置に関し必要な気象情報は、測定点及び名古屋地方気象台から収集するものとする。

第 5 予報の発令

測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値（以下、「測定値」という。）が 0.08ppm 以上となり、かつ、気象状況からみて第 6 に規定する状態が発生することが予想されるときは、光化学スモッグ予報（以下「予報」という。）を必要な区域に発令するものとする。

第 6 注意報等の発令

- 1 測定値が次の各号のいずれかに該当する濃度となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるときは、光化学スモッグ注意報（以下「注意報」という。）光化学スモッグ警報（以下「警報」という。）又は光化学スモッグ重大警報（以下「重大警報」という。）を発令するものとする。

(1) 注意報；0.12ppm 以上になった場合

(2) 警報；0.24ppm 以上になった場合

(3) 重大警報；0.40ppm 以上になった場合

- 2 注意報、警報又は重大警報（以下「注意報等」という。）の発令は、地域の特性等によって愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領（以下「要領」という。）に定める区域を限って発令することができる。

第 7 関係行政機関への協力要請

予報及び注意報等を発令したときは、直ちに別表 1 に定める関係行政機関へ通報し、必要な協力を要請するものとする。

第 8 予報発令時の措置

- 1 予報を発令したときは、要領に定める光化学スモッグ緊急時協力工場のうち、発令区域に関連する工場（以下「関連工場」という。）に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めるものとする。
- 2 予報を発令したときは、自動車を使用する者に対し、発令区域内における自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求めるものとする。

第 9 注意報発令時の措置

- 1 注意報を発令したときは、関連工場に対し、ばい煙の排出量を 20 パーセント程度削減するよう勧告するとともに、その他のばい煙排出者に対しては、ばい煙の排出量の自主的制限について協力を求めるものとする。
- 2 注意報を発令したときは、自動車を使用する者に対し、予報発令時と同様の措置を講ずるものとする。

第 10 警報発令時の措置

- 1 警報を発令したときは、関連工場に対し、ばい煙排出量を 30 パーセント程度削減するよう勧告するとともに、その他のばい煙排出者に対しては、ばい煙の排出量の自主的制限について協力を求めるものとする。
- 2 警報を発令したときは、自動車の運行の規制について、愛知県警察本部長に連絡して、協力を求めるとともに、自動車を使用する者に対し、発令区域内における自動車の運行を自主的に制限するよう協力を求めるものとする。

第 11 重大警報発令時の措置

- 1 重大警報を発令したときは、関連工場に対し、ばい煙排出量を 40 パーセント程度削減し、その他必要な措置をとるべきことを命ずるとともにその他のばい煙排出者に対しては、ばい煙の排出量の自主的制限について協力を求めるものとする。
- 2 重大警報を発令したときは、自動車の運行の規制について、愛知県公安委員会に対し、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

第 12 予報及び注意報等の解除

予報又は注意報等が発令された後において、大気汚染状況がその発令条件に該当しなくなったときは、当該予報又は注意報等を解除し、又は該当するものに切り替

えるものとする。

第 13 一般への周知

予報及び注意報等の発令並びに解除にあたっては、別表 2 に定める報道機関とあらかじめ協議した方法により一般に周知させるものとする。

第 14 被害通報に対する措置

光化学スモッグによると思われる被害が発生した旨の通報を受けたときは、直ちにその実態を別に定める光化学スモッグ保健対策要領により、調査するものとする。

第 15 適用

- 1 この要綱の適用地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条に基づく都市計画区域内とする。
- 2 この要綱の措置は、日出時から日没時までの間のものとする。

附 則

この要綱は、昭和 49 年 5 月 30 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 52 年 4 月 27 日から実施する。
- 2 オキシダント濃度の測定は、改正後の愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱第 3 にかかわらず、昭和 53 年 4 月 1 日まではなお従前の例によるものとし、この方法により測定された 1 時間値に 0.8 を乗じてオキシダントの 1 時間値を算出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 3 月 10 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 24 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 19 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 27 日から実施する。

別表1

関係行政機関

機 関 名	要 請 事 項
1 中部運輸局	(1) バス、トラック、タクシー - 等営業用自動車に対し、運行の自主的な協力を求める。
2 愛知県教育委員会	(1) 県立学校へ周知する。 (2) 児童、生徒等に光化学スモッグによると思われる被害が生じたときは、県と協力して実態を調査する。
3 愛知県警察本部	(1) 県民に対する広報活動を行う。 (2) 警察署、交番、駐在所等に予報、注意報等の看板を掲示する。 (3) 警察署等に住民から光化学スモッグによると思われる被害通報があった場合は、環境部大気環境課へ通報する。
4 名古屋市 豊橋市 岡崎市 豊田市	(1) 住民に対する広報活動を行う。 (2) 市役所、保健所等に予報、注意報等の看板を掲示する。 (3) 光化学スモッグによると思われる被害通報があった場合は実態を調査する。 (4) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の教育委員会等へ通知する。
5 都市計画法第 5 条 に基づく都市計画区域 内の市町村 (名古屋市、豊橋市、 岡崎市、豊田市を除く)	(1) 住民に対する広報活動を行う。 (2) 市役所、公民館等に予報、注意報等の看板を掲示する。 (3) 光化学スモッグによるものと思われる被害通報があった場合は、県と協力して実態を調査する。 (4) 各市町村の教育委員会等へ通知する。

別表 2

報 道 機 関
中日新聞本社
朝日新聞 名古屋本社
毎日新聞社 中部本社
読売新聞 中部本社
日本経済新聞社 名古屋支社
産経新聞 中部総局
中部経済新聞社
名古屋タイムズ社
時事通信社 名古屋支社
共同通信社 名古屋支社
日刊工業新聞社 名古屋支社
岐阜新聞社
東愛知新聞社
伊勢新聞社 名古屋支社
日本放送協会 名古屋放送局
中部日本放送
東海テレビ放送
名古屋テレビ放送
中京テレビ放送
テレビ愛知